

法律第百十九号
知的財産高等裁判所設置法

第一条 この法律は、我が国の経済社会における知的財産の活用と発展に伴い、知的財産の保護に關し司法の果たすべき役割がより重要となることにかんがみ、知的財産に關する事件について、裁判の一層の充実及び迅速化を図るため、知的財産に關する事件を専門的に取り扱う知的財産高等裁判所の設置のために必要な事項を定めるものとする。

第二条 東京高等裁判所の管轄に属する事件のうち、次に掲げる知的財産に關する事件を取り扱わせるため、裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第二十一条第一項の規定にかかわらず、特別の支部として、東京高等裁判所に知的財産高等裁判所を設ける。

一 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、著作者の権利、出版権、著作権隣接権若しくは育成者権に關する訴え又は不正競争(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)による営業上の利益の侵害に係る訴え(以下「不正競争防止法」)に關する訴え)に關する地方裁判所が第一審としてした終局判決に對する控訴に係る訴訟事件であつてその審理に専門的な知見を要するもの

二 特許法(昭和三十四年法律第二十一号)第百七十八条第一項の訴え、実用新案法(昭和三十四年法律第二十三号)第四十七条第一項の訴え、意匠法(昭和三十四年法律第二十五号)第五十九条第一項の訴え又は商標法(昭和三十四年法律第二十七号)第六十六条第一項(同法第六十八条第五項)において準用する場合を含む)の訴えに係る訴訟事件

三 前二号に掲げるもののほか、主要な争点の審理に知的財産に關する専門的な知見を要する事件

四 第一号若しくは第二号に掲げる訴訟事件又は前号に掲げる事件で訴訟事件であるものと口頭弁論を併合して審理されるべき訴訟事件(知的財産高等裁判所に勤務する裁判官等) 第三条 最高裁判所は、知的財産高等裁判所に勤務する裁判官を定める。

(知的財産高等裁判所の司法行政事務) 第四条 知的財産高等裁判所が知的財産高等裁判所における裁判事務の分配その他の司法行政事務を行うのは、知的財産高等裁判所に勤務する裁判官の會議の議によるものとし、知的財産高等裁判所長が、これを總括する。

2 前項の會議は、知的財産高等裁判所に勤務する全員の裁判官でこれを組織し、知的財産高等裁判所長が、その議長となる。

(知的財産高等裁判所事務局) 第五条 知的財産高等裁判所の庶務をつかさどらせるため、知的財産高等裁判所に知的財産高等裁判所事務局を置く。

附則 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

内閣総理大臣 小泉純一郎
法務大臣臨時代理 国務大臣 小野 清子

裁判所法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽
平成十六年六月十八日
内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第百二十号
裁判所法等の一部を改正する法律
(裁判所法の一部改正)

第一条 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第五十七条第二項中、「工業所有権」を「知的財産」に、を掌る」を「その他の法律において定める事務をつかさどる」に改める。

(民事訴訟法の一部改正) 第二条 民事訴訟法(平成八年法律第九号)の一部を次のように改正する。

目次中、第一節 専門委員(第九十二条の二) 第九十二条の七(七)を 第二款 知的財産に關

九十二条の二(第九十二条の七) する事件における裁判所調査官の事務等(第九十二条の八・第九十二条の九) に改める。

第一編第五章第二節の節名を次のように改める。

第二節 専門委員等 第一編第五章第二節中第九十二条の二の前に次の款名を付する。

第一款 専門委員 第一編第五章第二節中第九十二条の七の次に次の款を加える。

第二款 知的財産に關する事件における裁判所調査官の事務

(知的財産に關する事件における裁判所調査官の事務) 第九十二条の八 裁判所は、必要があると認めるときは、高等裁判所又は地方裁判所において知的財産に關する事件の審理及び裁判に關して調査を行う裁判所調査官に、当該事件において次に掲げる事務を行わせることができる。この場合において、当該裁判所調査官は、裁判長の命を受けて、当該事務を行うものとする。

一 次に掲げる期日又は手続において、訴訟關係を明瞭にするため、事実上及び法律上の事項に關し、当事者に対して問いを發し、又は立証を促すこと。

イ 口頭弁論又は審尋の期日

ロ 争点又は証拠の整理を行うための手続

ハ 文書の提出義務又は検証の目的の提示義務の有無を判断するための手続

ニ 争点又は証拠の整理に係る事項その他の訴訟手続の進行に關し必要な事項についての協議を行うための手続

三 和解を試みる期日において、専門的な知見に基づく説明をすること。

四 裁判官に對し、事件につき意見を述べること。

(知的財産に關する事件における裁判所調査官の除外及び忌避) 第九十二条の九 第二十三条から第二十五条までの規定は、前条の事務を行う裁判所調査官について準用する。

2 前条の事務を行う裁判所調査官について除外又は忌避の申立てがあつたときは、その裁判所調査官は、その申立てについての決定が確定するまでその申立てがあつた事件に關与することができない。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正) 第三条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一七の項水中、「又は人事訴訟法」を、「人事訴訟法」に改め、「第三十九条第一項の規定による申立て」の下に、「特許法(昭和三十四年法律第二十一号)第百五条の四第一項若しくは第百五条の五第一項の規定による申立て、著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第百四十四条の六第一項若しくは第百四十四条の七第一項の規定による申立て又は不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第六条の四第一項若しくは第六条の五第一項の規定による申立て」を加える。

(特許法の一部改正) 第四条 特許法(昭和三十四年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第五項中、「及び第百四条から第百五条の二まで」を、「第百四条から第百五条の二まで、第百五条の四から第百五条の七まで及び第百六十八条第三項から第六項まで」に改める。

第百四条の二の次に次の一条を加える。

(特許権者等の権利行使の制限) 第百四条の三 特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、当該特許が特許無効審判により無効にされるべきものと認められるときは、特許権者又は専用実施権者は、相手方に對しその権利を行使することができない。

2 前項の規定による攻撃又は防御の方法については、これが審理を不当に遅延させることを目的として提出されたものと認められるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で却下の決定をすることができ。

第百五条第三項中、「前二項」を、「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 裁判所は、前項の場合において、第一項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等(当事者法人である場合に於ては、その代表者)又は当事者の代理人(訴訟代理人及び補佐人を除く)、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。)、訴訟代理人又は補佐人に對し、当該書類を開示することができ。